徳島県選挙管理委員会告示第三十四号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和三年六月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

施設の名称	所在地
鳴門市長浜集会所	鳴門市北灘町大須字長浜五の三
鳴門市椎尾谷集会所	鳴門市大麻町桧字椎尾谷三五の二
鳴門市樋殿谷集会所	鳴門市大麻町板東字樋殿谷九九の二
鳴門市馬詰集会所	鳴門市大麻町中馬詰字居屋敷一八の五